

緊急事態宣言の延長を受け、府立学校においては引き続き教育活動等の制限を行う。
ただし、部活動については、この間の感染状況（クラスター発生状況）や活動状況等を踏まえ、以下のとおりとする。

■ 授業

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)を継続
- ・ただし、感染リスクの高い活動は実施しない
- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う

■ 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動、府内における校外学習等

- ・中止または延期

■ 部活動

- ・原則休止
- ・ただし、公式大会への出場等、学校が必要があると判断する場合は、感染防止策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。
また、この間、活動ができていない文化部は、平日に限り活動時間を短縮して行う。
なお、いずれの場合においても、感染リスクの高い活動は実施しない。

- 市町村立学校及び私立学校については、府立学校と同様の対応を要請。